

【外出支援（タクシー利用補助）】

対象者（区分）	内容および交付枚数	申請方法																								
75歳以上高齢者世帯	タクシー利用券（500円券）	年度ごとに「タクシー利用券交付申請書」を提出																								
世帯全員が75歳以上（独居を含む）の在宅者で、世帯全員が車両または運転免許証を保有していない世帯	本人の移動のために村指定のタクシー事業者を利用した際にかかるタクシー料金に使用できる1枚500円の券を交付します。 ただし交付枚数は居住地区により異なります。																									
【新】75歳以上高齢者世帯（同居者を含む）																										
世帯に同居者※を含む75歳以上の在宅者で、運転免許証を保有していない者（世帯） ※同居者の年齢および免許の有無等は問わない																										
重度心身障害者																										
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1、精神保健福祉手帳1級を所持している在宅者で、車両または運転免許証を保有していない者	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>富田・大和知</th> <th>氏乗・加々須</th> <th>大島</th> <th>その他の地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①独居及び重度心身障害者</td> <td>110枚</td> <td>130枚</td> <td>160枚</td> <td>40枚</td> </tr> <tr> <td>②高齢者のみ世帯</td> <td>165枚</td> <td>195枚</td> <td>240枚</td> <td>60枚</td> </tr> <tr> <td>③同居区分1(75歳以上1名含む世帯)</td> <td>55枚</td> <td>65枚</td> <td>80枚</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>④同居区分2(75歳以上複数名含む世帯)</td> <td>83枚</td> <td>98枚</td> <td>120枚</td> <td>30枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加々須は田の口・豊詰・野田原を除く</p>		富田・大和知	氏乗・加々須	大島	その他の地区	①独居及び重度心身障害者	110枚	130枚	160枚	40枚	②高齢者のみ世帯	165枚	195枚	240枚	60枚	③同居区分1(75歳以上1名含む世帯)	55枚	65枚	80枚	20枚	④同居区分2(75歳以上複数名含む世帯)	83枚	98枚	120枚	30枚
	富田・大和知	氏乗・加々須	大島	その他の地区																						
①独居及び重度心身障害者	110枚	130枚	160枚	40枚																						
②高齢者のみ世帯	165枚	195枚	240枚	60枚																						
③同居区分1(75歳以上1名含む世帯)	55枚	65枚	80枚	20枚																						
④同居区分2(75歳以上複数名含む世帯)	83枚	98枚	120枚	30枚																						

【外出支援（その他）】

対象者（区分）	内容	方法	申請方法
人工透析者	通院交通費補助	補助金支給	各年度3月末までに「人工透析患者等通院交通費補助金事業支給申請書」を提出 (平成31年度であれば令和2年3月末までに)
人工透析の治療を受けている者	支給額＝通院距離km(片道分)×年間通院回数×補助単価 補助単価は、長野県事業の「重症心身障がい者通園費補助事業」において、長野県が定めるガソリンの補助単価に準じます。(1Lで普通自動車が10km走ると設定)	年度末に取りまとめ、指定の口座へ補助金を支給	
病人等移送専用タクシー利用者	病人等移送支援タクシー利用者負担補助	補助金支給	利用後速やかに「移送事業費支給申請書」を提出
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険認定者（要支援1～要介護5） 身体障害者手帳1級・2級 65歳以上の老衰、心身障害および傷病等の理由により臥床している者 	病人等移送支援タクシー（ストレッチャー装着車及びリクライニング車椅子対応車）利用者負担額の2分の1を補助します。 (片道分で上限10,000円/件)	指定の口座へ補助金を支給、上限10,000円/件	
ハンドル形電動車いす購入者	ハンドル形電動車いす（シニアカー）購入に係る利用者負担額補助	補助金支給	購入前に「ハンドル形電動車いす購入費補助申請書」及び見積書等を提出、購入後「請求書」及び「納品証明書」等を提出
村内に住所を有する65歳以上の在宅者	ハンドル形電動車いす（シニアカー）購入費用を補助します。補助金の交付額はシニアカー購入に要する費用の6分の1以内とし、50,000円/件を限度とします。	指定の口座へ補助金を支給上限50,000円/件	

※「」で記載の書類は指定様式あり